特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２６号
札幌市白石区本通１丁目北３番37号
清算株式会社　札幌興産株式会社
代表清算人　丸山　　忠
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（ヒ）第２０５０号
東京都台東区小島２丁目14番１号
清算株式会社　株式会社産経新聞メディックス
代表清算人　渡辺　茂大
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０５１号
東京都千代田区大手町１丁目７番２号
清算株式会社　株式会社サンケイシステム開発
代表清算人　久保　　守
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号
清算株式会社　株式会社諏訪住研
代表清算人　小泉　活朗
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（ヒ）第３号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号
清算株式会社　株式会社中央建販
代表清算人　小泉　活朗
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（ヒ）第４号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号
清算株式会社　株式会社松本中央住研
代表清算人　小泉　活朗
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（ヒ）第６号
岐阜県多治見市笠原町1865番地
清算株式会社　株式会社ぎふセラシス
代表清算人　各務　寛治
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（ヒ）第３００７号
大阪市港区福崎２丁目８番41号
清算株式会社　株式会社中西機械工業所
代表清算人　大平　　豊
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２３年（再）第１号
福岡県飯塚市太郎丸771番地の４
再生債務者　株式会社上田組
主文　本件について、当裁判所が平成23年９月28日にした監督命令は、これを取り消す。
平成24年９月７日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１１号
大阪市北区紅梅町２番17号
再生債務者　日生機工株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月21日から平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号
和歌山市西浜921番地
再生債務者　上起建設株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月13日から平成24年11月27日まで
和歌山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第７号
宮城県石巻市門脇町３丁目７番22号
再生債務者　ほくと食品株式会社
1　決議に付する計画案　平成24年９月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月５日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年10月30日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月30日
平成24年９月11日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再）第２号
静岡市葵区千代512番地の３
再生債務者　株式会社金山商店
1　決議に付する計画案　平成24年９月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月13日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年10月19日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月２日
平成24年９月12日
静岡地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２３年（再）第３号
群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１
再生債務者　株式会社香樹舎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年９月12日　　前橋地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第３号
山口県下関市唐戸町１番22―702号
再生債務者　クリエート産業有限会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年９月10日　山口地方裁判所下関支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第１号
福岡県飯塚市太郎丸771番地の４
再生債務者　株式会社上田組
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
3　主文　再生債務者について、保全管理人による管理を命ずる。
4　保全管理人　福岡県飯塚市吉原町６番１号あいタウン４階　古本法律事務所　弁護士　古本　栄一
平成24年９月７日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第８６号
埼玉県川越市大字上戸288番地12
再生債務者　村上　早一
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月16日から平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部